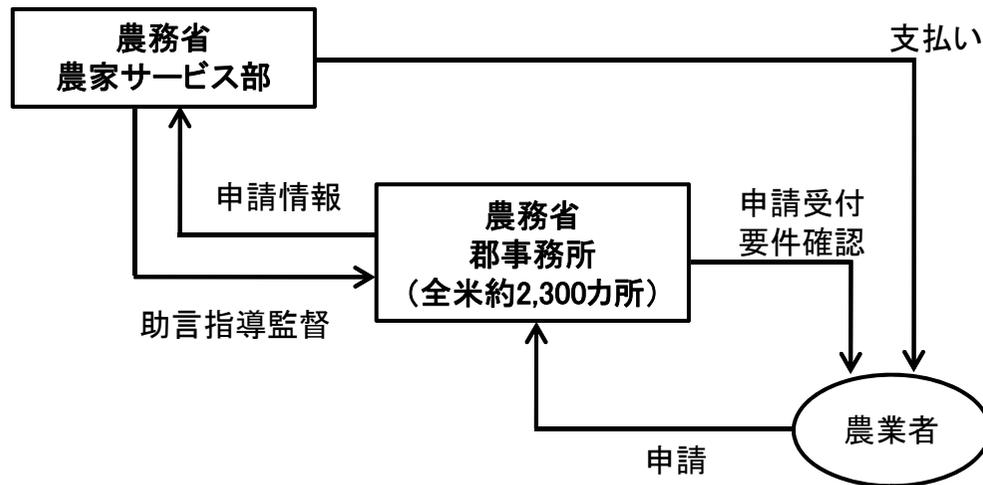


諸外国の状況

- 諸外国においても、**直接支払い制度**については、国が、直接責任を持って実施する観点から、地方政府や農業団体が関与することなく、国又は国の出先機関が実施。

アメリカの例

- 農務省の郡事務所が農業者からの申請を受け審査。
- 審査結果に基づき、農務省が農業者に対し支払い。



イギリスの例

- 環境・食料・農村地域省が助言指導監督。
- 農村支払庁が、申請の受付、審査、要件確認、振込までの事務を実施。

